

## 第79期末（平成16年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	5,463	預 金	163,581
現 金	3,125	当 座 預 金	4,326
預 け 金	2,337	普 通 預 金	56,841
買入金銭債権	2,278	貯蓄預金	403
有価証券	29,990	通知預金	97
国 債	19,875	定期預金	100,263
地 方 債	403	定期積金	294
社 債	6,802	その他の預金	1,353
株 式	410	そ の 他 負 債	810
その他の証券	2,498	未決済為替	0
貸 出 金	133,655	未払法人税等	11
割引手形	3,266	未払費用	288
手形貸付	19,624	前受収益	179
証書貸付	107,043	給付補てん備金	0
当座貸越	3,721	その他の負債	331
その他資産	456	退職給付引当金	619
前払費用	0	事業再構築引当金	48
未収収益	155	再評価に係る繰延税金負債	654
その他の資産	301	支 払 承 諾	5,088
動 産 不 動 産	3,198	負 債 の 部 合 計	170,802
土地建物動産	2,789		
保証金権利金	409	(資本の部)	
繰延税金資産	99	資 本 金	5,862
支払承諾見返	5,088	資 本 剰 余 金	2,446
貸倒引当金	3,353	資 本 準 備 金	2,446
		利 益 剰 余 金	3,235
		当 期 未 処 理 損 失	3,235
		当 期 純 損 失	3,232
		土 地 再 評 価 差 額 金	961
		株 式 等 評 価 差 額 金	39
		資 本 の 部 合 計	6,074
資産の部合計	176,877	負債及び資本の部合計	176,877

## 貸借対照表の注記

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については決算期末月 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- 3 . 動産不動産の減価償却は、定率法(ただし平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物付属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |          |
|-----|----------|
| 建 物 | 3 年～50 年 |
| 動 産 | 3 年～20 年 |
- 4 . 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。
- 5 . 新株発行費は資産として計上し、3 年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生時の費用として処理しております。
- 6 . 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能額見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,811 百万円であります。
- 7 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
- なお、会計基準変更時差異については、従来 15 年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間期末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は 148 百万円増加、「税引前当期純損失」は 148 百万円増加しております。
- 8 . 事業再構築引当金は、集中再生期間における収益構造改革に向けて、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります
- 9 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 10 . 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し 5 年間で均等償却を行っております。
- 11 . 支配株主に対する金銭債務 0 百万円
- 12 . 動産不動産の減価償却累計額 2,022 百万円
- 13 . 動産不動産の減損損失累計額 66 百万円

14. 動産不動産の圧縮記帳額 52 百万円
15. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は 719 百万円、延滞債権額は 5,351 百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は、195 百万円であります。  
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,930 百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 9,197 百万円であります。  
 なお、16. から 19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,401 百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
     有価証券 5,074 百万円  
 担保資産に対応する債務  
     預金 316 百万円  
 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 7,558 百万円、預け金 9 百万円を差し入れております。
22. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日  
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める地価公示法第 6 条の規定により公示された価格、及び同施行令第 2 条第 2 号に定める国土利用法施行令第 9 条第 1 項により判定された標準価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出したしております。  
 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 991 百万円
23. 1 株当たりの純資産額 1,967 円 34 銭
24. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、39 百万円であります。
25. 商法施行規則第 92 条に規定する「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計金額を控除した金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は 3,235 百万円であります。

## 26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表	時 価	差 額	うち益	うち損
	計 上 額				
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国債					
地方債					
社債	500	500	0	0	
その他	1,898	1,897	19	32	52
合計	2,398	2,379	19	32	52

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表	評価差額	うち益	うち損
		計 上 額			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
株式	61	76	15	18	2
債券	26,555	26,581	26	123	96
国債	19,869	19,875	6	67	61
地方債	399	403	3	3	
社債	6,286	6,302	16	51	35
その他	574	599	24	24	
合計	27,191	27,257	66	165	99

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 26 百万円を差し引いた額 39 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

## 27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
11,872 百万円	203 百万円	67 百万円

## 28. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	334 百万円
非上場事業債	0 百万円

## 29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	4,264 百万円	18,426 百万円	956 百万円	3,433 百万円
国債	1,345	15,270	302	2,957
地方債		403		
社債	2,919	2,752	654	476
その他	507	498	900	500
合計	4,772	18,925	1,856	3,933

## 30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 2,118 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以上のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要

に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 3 1 . 「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日）が平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度に係る財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる税引前当期純損失に与える影響は 66 百万円であります。

第79期

〔平成15年4月1日から  
平成16年3月31日まで〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		4,239
資金運用収益	3,440	
貸出金利息	3,175	
有価証券利息配当金	240	
コールローン利息	0	
預け金利息	0	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	572	
受入為替手数料	166	
その他の役務収益	406	
その他業務収益	186	
国債等債券売却益	185	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	39	
株式等売却益	17	
その他の経常収益	21	
経 常 費 用		6,192
資金調達費用	150	
預金利息	150	
コールマネー利息	0	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	246	
支払為替手数料	35	
その他の役務費用	210	
その他業務費用	152	
国債等債券売却損	64	
国債等債券償却	88	
営業経費	3,739	
その他経常費用	1,903	
貸倒引当金繰入額	382	
貸出金償却	919	
株式等売却損	3	
その他の経常費用	598	
経 常 損 失		1,952
特 別 利 益		54
動産不動産処分益	1	
その他の特別利益	53	
特 別 損 失		744
動産不動産処分損	133	
減損損失	66	
その他の特別損失	544	
税引前当期純損失		2,642
法人税、住民税及び事業税		11
法人税等調整額		578
当期純損失		3,232
再評価差額金取崩額		3
当期末処理損失		3,235

損益計算書の注記

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 支配株主との取引による費用総額 48 百万円
- 3 . 1 株当たり当期純損失金額 1,064 円 33 銭
- 4 . 「その他の経常費用」には、システム統合費用 522 百万円を含んでおります。
- 5 . 「その他の特別利益」は、主に賞与引当金戻入益であります。
- 6 . 「その他の特別損失」には、第二地銀協厚生年金基金積立不足額 283 百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額 155 百万円を含んでおります。
- 7 . 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 16 年 4 月 12 日付内閣府令第 40 号）により改正されたことに伴い、当期から次のとおり表示方法を変更しております。前期において区分掲記していた「税引前当期損失」及び「当期損失」は、当期からは「税引前当期純損失」及び「当期純損失」と表示しております。
- 8 . 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、廃止予定店舗や遊休施設等について 66 百万円の減損損失を計上しております。
- 上記減損損失の合計のうち、土地は 23 百万円、建物は 39 百万円、動産は 4 百万円であります。
- 稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取扱っております。
- 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価格によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。